

介護保険施設における透析治療の必要な方の受入等について

1 介護保険施設の機能について

【特別養護老人ホーム】

身体上、精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、家族等の生活環境により、自宅で生活することが困難な寝たきりや認知症の要介護高齢者に対して介護を行う施設

- 施設数：50施設 4, 108床（平成27年1月1日現在）
- 医療に係る設備：医務室（入居者の健康管理及び療養上の指導を行う。）
- 医師の配置：非常勤医師でも可能

【介護療養型医療施設】

継続的な医療を受けながら長期療養するための施設で、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練等の必要な医療を提供する施設（介護保険が適用される療養病床）

- 施設数：5施設 353床（平成27年1月1日現在）
- 医療に係る設備：病室
- 医師の配置：常勤医師配置あり

【介護老人保健施設】

医療と生活の場を結びつけ、慢性期医療とリハビリテーションによって、在宅の生活への復帰を目指すための施設

- 施設数：19施設 2, 281床（平成27年1月1日現在）
- 医療に係る設備：診察室
- 医師の配置：常勤医師配置あり

2 施設入居（入所）者の費用負担について

【介護保険料】

介護保険制度は、介護が必要な方の費用を社会全体で支えていく制度で、65歳以上の方については、第1号被保険者としてすべての方に保険料を負担していただき、この保険料は、低所得者の方の負担が軽減されるよう、本人や世帯の市町村民税の課税状況等に応じ段階別の負担割合を設定する他、やむを得ない事情により保険料の納付が困難な場合には減免を実施

【施設サービス利用に係る利用料】

介護サービスを利用した方は、サービスの量に応じてその対価の1割を負担（応益負担）することとし、また、低所得の方がサービスの利用を控えることのないように利用料の減免を実施（食費・居住費の補足給付、高額サービス費の支給 他）

3 施設運営に関する基準（厚生労働省令）上の取扱いについて

「提供拒否の禁止」⇒ 施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。
《サービス提供を拒むことができる正当な理由とは》

入院治療の必要がある場合、その他入居者に対し自ら適切な施設サービスを提供することが困難な場合

4 国に対する要望等について（神奈川県から国に対する提案）

⇒ 「平成27年度 国の施策・制度・予算に関する提案」

《提案内容》「介護保険施設が提供する医療について、透析を行う場合は介護報酬で評価することや、医療保険で対応できる範囲を拡大すること。」

5 本市における取組について

《公有地を活用した施設整備における条件付加》

川崎区境町地区の県有地を活用した特別養護老人ホームの整備において、看護師の常駐、人工透析の必要な要介護高齢者の受入（病院等への送迎実施）、経管栄養や喀痰吸引等の医療的処置の必要な要介護高齢者の受入を行うことを条件とした整備を実施（平成28年4月1日開所予定）

※ この公有地を活用した整備における取組については、今後も継続を予定

《民有地を活用した施設整備におけるインセンティブ》

民有地を活用した特別養護老人ホームの整備において、経管栄養や喀痰吸引等の医療依存度の高い方の受入提案を公募時に促し、施設設置運営法人の選考時に一定の評価（加点）を実施

※ この民有地を活用した整備における取組については、今後も継続を予定